

第 107 号議案

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

1 財産の表示

建物

所 在	構造・規模等	備 考
豊後大野市清川町宇田枝 2641 番地	木造 平屋建て 床面積：155.23 m ²	旧豊後大野市清川 木工芸品等加工販 売施設

2 相手方

所在地 豊後大野市清川町宇田枝 2866 番地

名 称 宮迫自治区

平成 28 年 12 月 2 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

旧豊後大野市清川木工芸品等加工販売施設の建物を地元団体に無償で譲渡したいので、この案を提出するものである。